

ガス導管事業者に係る行為規制の詳細について

(趣旨)

2019年9月より、当委員会制度設計専門会合において、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「ガス導管事業者」という。）に係る行為規制の詳細を検討し、本年3月31日にとりまとめを行ったため、その内容を御報告するとともに、同とりまとめをもって、経済産業大臣からの意見聴取への回答とすることについて、御審議いただく。

1. 経緯

改正ガス事業法（2015年6月17日成立）において、2022年度から導管規模等、政令で定める要件に該当するガス導管事業者の法的分離を行うとともに、あわせて、法的分離されたガス導管事業者とその特定関係事業者（グループ内のガス小売事業者・ガス製造事業者等）の人事・業務委託などに関する行為規制を導入することが規定された。これらの行為規制については、その運用の詳細を省令で定めることとされているところ、2019年8月27日付で経済産業大臣より、当委員会宛に、ガス導管事業者に係る行為規制の詳細その他必要と考えられる事項について、意見の求めがあった（資料3—1）。

2. 制度設計専門会合でのとりまとめについて

経済産業大臣からの意見の求めを受け、2019年9月より、当委員会制度設計専門会合において、ガス導管事業者に係る行為規制の詳細を検討し、第46回制度設計専門会合（2020年3月31日）においてとりまとめを行った（資料3—2）。

（参考）制度設計専門会合における審議経過

2019年 9月 13日	第41回	概要、社名・商標・広告宣伝等及び取引規制
10月 18日	第42回	受委託規制
11月 15日	第43回	兼職及び人事交流
2020年 2月 10日	第45回	情報の適正な管理のための体制整備等①
3月 31日	第46回	情報の適正な管理のための体制整備等②及び とりまとめ

3. 経済産業大臣への回答について

資料3—3のとおり、制度設計専門会合のとりまとめ（資料3—2）を別添とし、経済産業大臣への意見回答を行うこととしたい。

以上

経済産業省

官 印 省 略
20190821資第19号
2019年8月27日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の行為規制に係る
詳細等について

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）第6条
の規定による改正後のガス事業法（昭和29年法律第51号）に規定される、
一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者並びにそれらの特定関係事業者に
係る行為規制の詳細その他必要と考えられる事項に関し、貴委員会の意見を求
めます。

1 2022 年度から導入する一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者に係る
 2 行為規制の詳細について（とりまとめ）

3 4 2020 年 3 月
 5 電力・ガス取引監視等委員会
 6

7 ガス事業法上、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「ガス導管事業
 8 者」という。）において、差別的取扱いの禁止、情報の目的外利用の禁止といった導管部
 9 門の中立性確保措置が講じられているところ、ガスシステム改革小委員会の報告書

10 （2015 年 1 月）において、導管部門の更なる中立性確保を求める意見が存在する旨の報
 11 告がされた。これを踏まえ制定された電気事業法等の一部を改正する等の法律（2015 年
 12 6 月 17 日成立）（以下「改正ガス事業法」という。）において、2022 年度から導管規模
 13 等、政令で定める要件に該当する一般ガス導管事業者（特別一般ガス導管事業者）及び
 14 特定ガス導管事業者（特別特定ガス導管事業者）の法的分離を行う（ガス導管事業とガ
 15 ス小売・ガス製造事業の兼業を禁止する。）とともに、あわせて、法的分離後のガス導管
 16 事業者とその特定関係事業者¹（以下「グループ内の小売・製造事業者等」という。）の
 17 人事・業務委託などに関する行為規制を導入することが規定された。

18 これらの行為規制については、その運用の詳細を省令で定めることとされているとこ
 19 ろ、経済産業大臣より電力・ガス取引監視等委員会に対し、行為規制の詳細その他必要
 20 とされる事項についての意見が求められた（2019 年 8 月 27 日付）。電力・ガス取引
 21 監視等委員会は、その省令及びその他必要と考えられる事項について、法改正時の議論
 22 も踏まえて検討を進め、以下の通り結論を得た²。

23 **I. ガス導管事業者の法的分離にあわせて導入する行為規制の詳細について**

24 **1. 情報の適正な管理のための体制整備等**

25 改正ガス事業法においては、ガス導管事業者が以下の体制整備等を行うこととされて
 26 いる。

- 27 （1）情報を適正に管理するための体制の整備
- 28 （2）業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備
- 29 （3）その他適正な競争関係を確保するために必要な措置

30 その措置の具体的な内容について省令で規定することとされているところ、以下のように
 31 するすることが適當である。

¹ 「特定関係事業者」の改正ガス事業法上の定義

① 特別一般ガス導管事業者（特別特定ガス導管事業者）の子会社、親会社又は当該特別一般ガス導管事業者（特別特定ガス導管事業者）以外の当該親会社の子会社等に該当するガス小売事業者又はガス製造事業者

② 当該ガス小売事業者若しくはガス製造事業者の経営を実質的に支配していると認められるもの

² 現状においては、特別特定ガス導管事業者の出現が想定されないことから、特別特定ガス導管事業者のみを対象とする行為規制の詳細については、検討対象外

32 (1) 情報を適正に管理するための体制の整備

33 ガス導管事業者は、導管業務に関する情報が小売・製造事業者（法的分離の対象と
34 ならないガス導管事業者においては当該ガス導管事業者のガス小売事業又はガス製造
35 事業に係る業務を営む部門を含む。本項目において同じ。）等に流出することを適確に
36 防止するため、以下①～⑤の措置を講じることとする。

- 37 ①建物を小売・製造事業者等と共に用する場合には、別フロアにするなど、物理的隔
38 絶を担保し、入室制限等を行うこと
- 39 ②情報システムを小売・製造事業者等と共に用する場合には、アクセス制限、アクセ
40 ス者の識別等の措置を講ずること（情報システムの論理的分割等）
- 41 ③情報の適正な管理に係る規程を整備すること
- 42 ④情報管理責任者を設置すること
- 43 ⑤取締役等及び従業者の研修を実施すること

44 (2) 業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備

45 ガス導管事業者は、自らの託送供給の業務の実施状況を適切に監視するための体制
46 整備として、以下①及び②の措置を講じることとする。

- 47 ①託送供給の業務における小売・製造事業者との取引及びその他の連絡・調整（軽
48 微なものを除く。）の内容及び経緯を記録し保存すること
- 49 ②託送供給の業務の実施状況を監視する監視部門を託送供給の業務を行う部門と別
50 に³置くこと

51 (3) その他適正な競争関係を確保するために必要な措置

52 ガス導管事業者は、(1)・(2)に加えて、適正な競争関係を確保するため、以下①
53 ～③の措置を講じることとする。

- 54 ①法令等を遵守するための体制確保に係る責任者（法令遵守責任者）を設置するこ
55 と
- 56 ②託送供給業務が法令等に適合することを確保するための規程、計画を整備するこ
57 と
- 58 ③法令遵守責任者により監視を実施すること

59 ※ (1) ①執務室の物理的隔離及び②システムの論理的分割並びに (2) ②監視部門の
60 設置については、ガスマーター取付数30万個以上の、一般ガス導管事業者及び特定
61 ガス導管事業者に対しては、法令に基づき義務付け、それ以外のガス導管事業者に対
62 しては、ガイドライン上の望ましい行為と位置付ける。

³ 「別に」とは、託送供給の業務の執行部門と別の指揮系統の下にあること及びグループ内の小売・製造事業者からの影響を受けないこと（兼職をしない等）をいう。

64 **2. 社名、商標、広告・宣伝等に関する規律**

65 改正ガス事業法においては、情報の目的外利用・提供の禁止や差別的取扱いの禁止に加
66 えて、その他適正な競争関係を阻害する行為（省令で定めるもの）を禁止することとされ
67 ている。

68 グループ内の小売・製造事業者等がガス導管事業者の信用力・ブランド力を活用してグ
69 ループ内の小売・製造事業者の営業活動を有利にすることは、ガス供給事業者間の適正な
70 競争関係を阻害するものであり、本規定により、社名、商標、広告・宣伝等について一定
71 の規制を行うべきと考えられる。具体的には、以下の規制を行うことが適當である。

72 **(1) 社名**

73 特別一般ガス導管事業者及びグループ内の小売・製造事業者については、お互いが
74 同一視されるおそれのある社名を用いることは、適正な競争関係を阻害する行為にあ
75 たるものであり、禁止する。

76 なお、特別一般ガス導管事業者が社名の一部にグループ名称（旧一般ガス事業者名
77 等）を使用していても、その社名の中に導管事業者であることを示す文言を含む場合
78 には、禁止される社名には該当しない。

79 **(2) 商標**

80 特別一般ガス導管事業者及びグループ内の小売・製造事業者については、お互いが
81 同一視されるおそれのある商標を用いることは、適正な競争関係を阻害する行為にあ
82 たるものであり、禁止する。

83 グループ内の小売・製造事業者がグループ商標を使用している場合において、特別
84 一般ガス導管事業者が当該グループ商標を使用することについては、通常、「お互いが
85 同一視されるおそれのある商標を用いること」に該当すると考えられ、禁止される。

86 ただし、以下の場合については、適正な競争関係を阻害しないと考えられることか
87 ら、許容されることとする。

- 88 ◆ 特別一般ガス導管事業者が、特別一般ガス導管事業者の独自商標と併せてグル
89 プ商標を用いる場合
- 90 ◆ 例えば、需要家が立ち入らない施設内であり外部から見えない場所にある看板、
91 マンホール等における目立たない刻印など、グループ内の小売・製造事業者の営
92 業活動に効果があるとは考えられない場合（なお、法的分離以降、特別一般ガス
93 導管事業者がこうしたものを新たに設置する場合には、グループ商標のみを用い
94 ないことを事業者に求めることとする。）

95 **(3) 広告・宣伝等**

96 ガス導管事業者が、グループ内の小売・製造事業者等（法的分離の対象とならない
97 ガス導管事業者においては当該ガス導管事業者のガス小売事業又はガス製造事業に係
98 る業務を営む部門をいう。本項目において同じ。）の事業活動を有利にする広告・宣伝
99 等を行うことは、適正な競争関係を阻害する行為にあたるものであり、禁止する。

100 また、グループ内の小売・製造事業者等が、ガス導管事業者の信用力・ブランド力を
101 利用して、グループ内の小売・製造事業を有利にする広告・宣伝等を行うことについて
102 も、適正な競争関係を阻害する行為にあたるものであり、禁止する。

103 **3. 業務の受委託等に関する規律**

104 **(1) 例外として許容される業務委託の内容（導管 → 小売・製造等）**

105 改正ガス事業法においては、特別一般ガス導管事業者がグループ内の小売・製造事
106 業者等及びその子会社等⁴に導管業務を委託することを原則として禁止している。

107 その禁止の例外について省令で規定することとされているところ、以下のようにする
108 ことが適當である。

109 以下の①～③については、適正な競争関係の阻害のおそれがないと考えられ、禁止
110 の例外とする。

111 ① 以下ア～ウのいずれにも該当しない業務委託

112 ア 特別一般ガス導管事業者のみが知り得る非公開情報（小売・製造事業に影響を
113 及ぼし得るもの）を取扱う業務の委託

114 イ 業務の実施方法等に受託者に一定の裁量があり、小売・製造事業者の競争条件
115 に影響を与えることができる業務の委託

116 ウ 合理的な理由がないにもかかわらず、公募をせず実施する委託

117 ② 災害時の復旧対応など頻度が少なくまた期間が短い業務委託であって、その頻度
118 及び期間並びに業務の内容を踏まえて、適正な競争関係の阻害のおそれがないと
119 考えられる業務委託

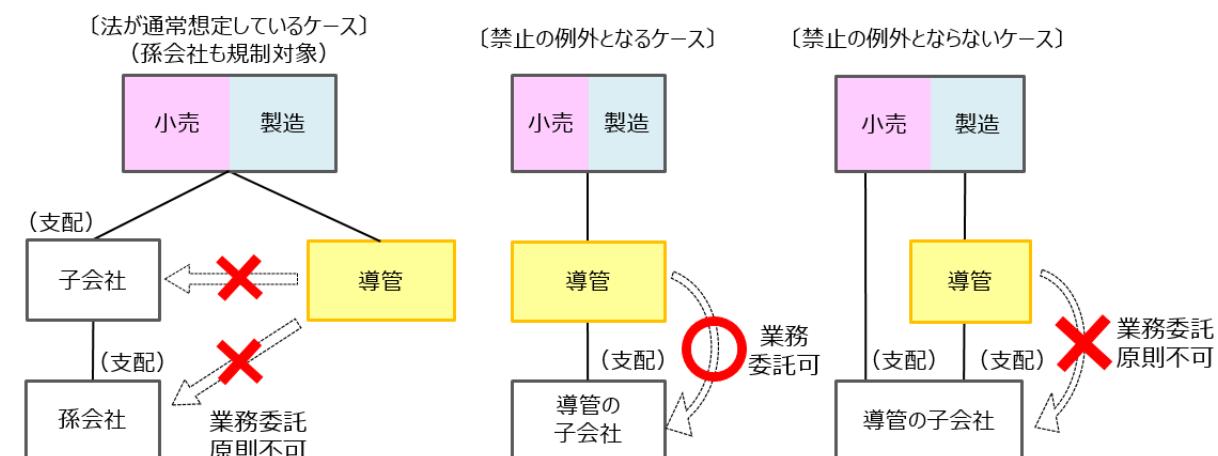
120 ③ 特別一般ガス導管事業者の子会社等（特別一般ガス導管事業者を通じての支配以
121 外では、グループ内の小売・製造事業者の支配がない会社に限る。）への業務委託

⁴ 「子会社等」の改正ガス事業法の定義は、会社法第二条第三号の二に規定する子会社等と同様。

123

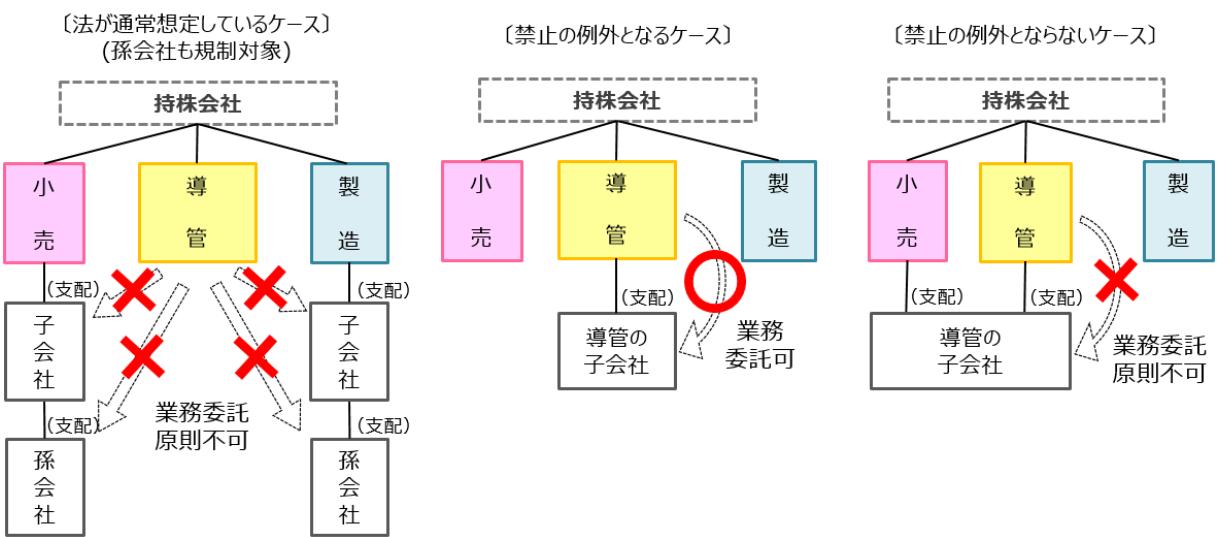
【小売・製造事業者の子会社・孫会社への業務委託の取扱い】

○小売・製造親会社方式



124

○持株会社方式



125

(2) 例外として許容される業務受託の内容 (小売・製造 → 導管)

改正ガス事業法においては、特別一般ガス導管事業者がグループ内の小売・製造事業者から小売・製造業務を受託することを原則として禁止している。

それらの禁止の例外について省令で規定することとされているところ、以下のようにすることができる。

以下①及び②については、適正な競争関係の阻害のおそれがない場合として、禁止の例外とする。

① 以下ア及びイのいずれにも該当しない業務受託

ア 特別一般ガス導管事業者のみが知り得る情報や特別一般ガス導管事業の人的・物的資源を不当に活用して、あるいは、関連する導管業務の実施を変更・調整するなどして受託した業務の成果を高めることができる業務

133

134

135

136

137 イ 合理的な理由なくグループ内の小売・製造事業者以外からは受託しないなど、
138 グループ内外で条件等に不当に差を設けた業務

139 ② 災害時の復旧対応など頻度が少なくまた期間が短い業務委託であって、その頻度
140 及び期間並びに業務の内容を踏まえて、適正な競争関係の阻害のおそれがないと
141 考えられる場合

142 **(3) 公募せずに委託できる最終保障供給の業務**

143 改正ガス事業法においては、特別一般ガス導管事業者が最終保障供給の業務を公募
144 することなくグループ内の小売・製造事業者に委託することを、原則として禁止して
145 いる。
146 その禁止の例外について省令で規定することとされているところ、以下のようにす
147 ることが適当である。

148 緊急の必要があり、かつ、公募実施までの間のみなど極めて短期な期間に限定した
149 業務委託については、例外として公募しなくてもよいこととする。

150 **4. グループ内での取引に関する規律**

151 **(1) 「通常の取引の条件とは異なる条件であって適正な競争関係を阻害するおそれのある
152 条件」の具体的な判断基準**

153 改正ガス事業法においては、不適正な利益移転等を防止するため、特別一般ガス導管
154 事業者とグループ内の小売・製造事業者等（特殊の関係のある者を含む。）との間の取引
155 は「通常の取引の条件とは異なる条件であって適正な競争関係を阻害するおそれのある
156 条件」で行ってはならないこととされている。その具体的な判断基準は、以下とするこ
157 とが適当である。

158 「通常の取引の条件」の判断基準は、グループ会社以外の会社と同種の取引を行う場
159 合に成立するであろう条件と同様の条件かどうかとする。

160 なお、より具体的な判断基準を示すことについては、対象となる取引は多種多様で
161 あり、事前に類型化し具体的な基準を示すことは困難であるため、今後、事務局によ
162 る監視や事業者からの相談等を通じて、整理が必要なケースが出てきた際に、あらため
163 め議論することとする。

164 **(2) 規制の対象となる特別一般ガス導管事業者と「特殊の関係のある者」の範囲**

165 本規制については、別会社との取引を利用した不適正な利益移転等（迂回取引）も防
166 止する観点から、グループ内の小売・製造事業者等に加えて、特別一般ガス導管事業者
167 と「特殊の関係のある者」も規制の対象に含めることとされている。その具体的な範囲
168 については省令で規定することとされているところ、以下のようにすることが適当である。
169

170 以下①及び②の者については、不適正な利益移転等に資する取引（迂回取引）に関する
171 おそれがあることから、特別一般ガス導管事業者と「特殊の関係のある者」として、本規制の対象とする。
172

173 ① グループ内の小売・製造事業者等の子会社等及び関連会社⁵

174 ② グループ内の小売・製造事業者等の主要株主⁶

175 5. 兼職（取締役等及び従業者）に関する規律

176 改正ガス事業法においては、以下の表のように特別一般ガス導管事業者とグループ内
177 の小売・製造事業者等との兼職規制が規定されている。その対象となる従業者の範囲
178 （②及び③）や、禁止の例外（①及び④）について、省令で規定することとされている
179 ところ、以下のようにすることが適当である。

改正ガス事業法の兼職禁止規定の概要

		特定関係事業者（グループ内の小売・製造等）		
		取締役等※2	重要な役割を担う従業者③	他の従業者
特別一般ガス導管事業者	取締役等※1	原則禁止（例外あり①）	原則禁止（例外あり④）	禁止されない
	特別一般ガス導管等業務に従事する従業者②		禁止されない	禁止されない
	他の従業者		禁止されない	禁止されない

①・④ ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合

② ガス供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定める業務に従事する者

③ 小売事業・製造事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するものに従事する者など

※ 1 特別一般ガス導管事業者側における取締役等：取締役、執行役（委員会設置会社における執行役をいい、執行役員とは異なる。）

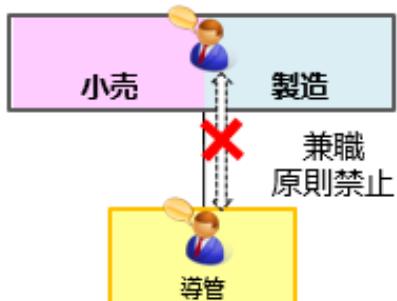
※ 2 グループ内の小売・製造等における取締役等：取締役、執行役、その他業務を執行する役員（組合における理事など。執行役員とは異なる。）

180

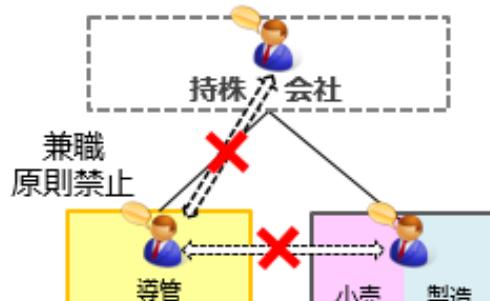
181

【取締役等の兼職規制】

○小売・製造親会社方式



○持株会社方式



182

⁵ 「関連会社」の定義は、会社法、会社計算規則による。

⁶ 「主要株主」の定義は、銀行法及び銀行法施行規則並びに金融商品取引法及び金融商品取引業等に関する内閣府令と同様。

183 (1) 取締役等の兼職禁止の例外（表①）

184 取締役等の兼職禁止の例外は、中立性阻害行為を誘発する兼職に該当しないことが
185 確保されている場合とし、具体的には以下Ⅰ又はⅡの場合とする。

- 186 I) 特別一般ガス導管事業者のポストにおいて、小売・製造事業に影響を及ぼし得
187 る、導管が有する公表されていない情報（非公開情報）を知り得ず、かつ、小売・
188 製造事業に影響を及ぼし得る導管業務に関与できないことが確保されている場合
189 II) 小売・製造事業者等のポストにおいて、小売・製造事業の業務運営における重
190 要な意思決定に関与できないことが確保されている場合

191 ○「確保されている場合」とは、以下のような仕組みが講じられている場合をいう

特別一般ガス導管事業者のポスト（Ⅰ）の場合

- ・社内規程等で、兼職者が非公開情報を入手すること、兼職者に非公開情報を提供することを禁止する
- ・システム上、兼職者が非公開情報にアクセスできないようにする
- ・社内規程等で、兼職者が小売・製造事業に影響を及ぼし得る導管業務に関与することを禁止する
- ・設けた措置の監視・検証を行う体制を整備し、運用する（議事録・動画・メール等の保存・確認等）等

小売・製造等のポスト（Ⅱ）の場合

- ・社内規程等で、兼職者が小売・製造事業に関する審議・議決へ参加することを禁止する（オブザーバー等としての参加を含む）
- ・設けた措置の監視・検証を行う体制を整備し、運用する（議事録・動画・メール等の保存・確認等）等

193 (2) 兼職禁止の対象となる従業者の範囲（表②、③）

194 特別一般ガス導管事業者の従業者とグループ内の小売・製造事業者等との従業者の
195 兼職についても、中立性阻害行為を誘発すると考えられる兼職が禁止されるよう、そ
196 の規制対象を規定することが適当である。

197 こうしたことから、法で規定される特別一般ガス導管等業務に従事する従業者（表
198 ②）及び小売・製造事業等の業務の運営において重要な役割を担う従業者（表③）に
199 については、それぞれ以下のとおりとする。

200 ア) 特別一般ガス導管等業務に従事する従業者（表②）

201 特別一般ガス導管事業者において、小売・製造に影響を及ぼし得る、ガス導管事
202 業者が有する公表されていない情報（非公開情報）を知り得る業務に従事する従業
203 者（i）及び小売・製造事業に影響を及ぼし得る導管業務に従事する従業者（ii）

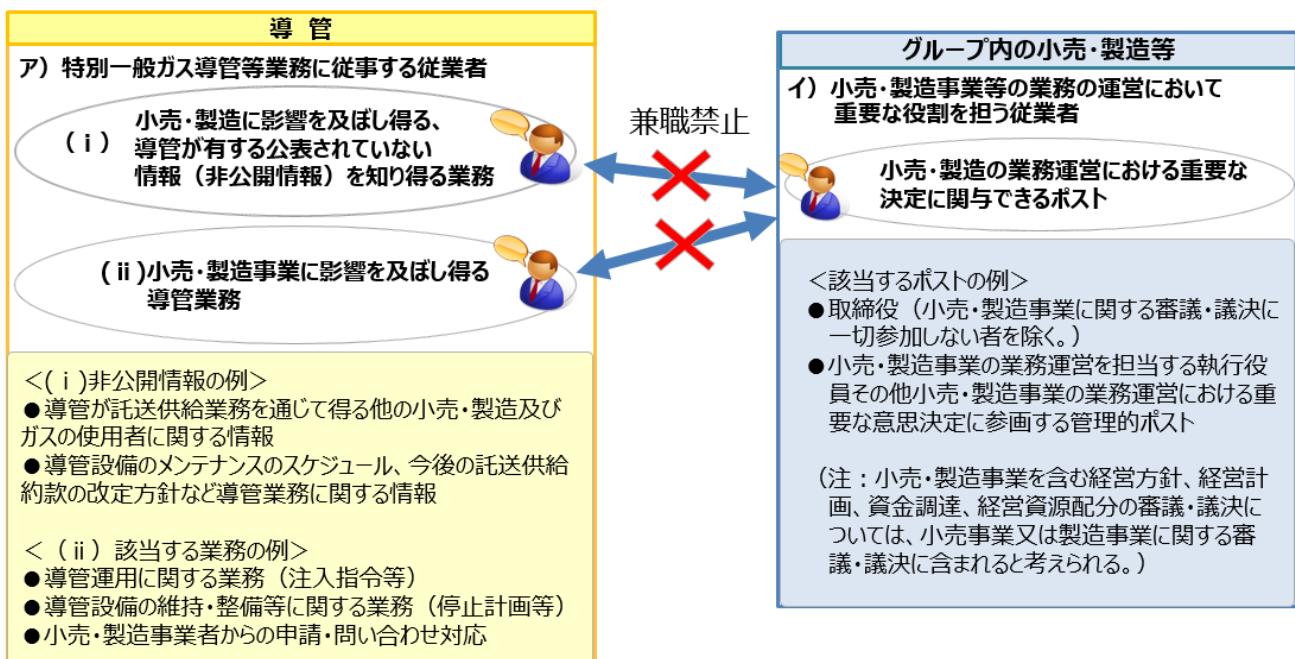
204 イ) 小売・製造事業等の業務の運営において重要な役割を担う従業者（表③）

205 小売・製造事業者等において、小売・製造の事業運営における重要な決定に関与
206 できるポストにある従業者

207

208

【従業者の兼職規制の範囲】



(3) 事業者の説明責任について

特別一般ガス導管事業者とグループ内の小売・製造事業者等とを兼職する者がいる場合には、各事業者は以下のような事項を事前に電力・ガス取引監視等委員会に説明するとともに、対外的にも公表することが適当である。

<特別一般ガス導管事業者及びグループ内の小売・製造事業者等が行う説明の内容の例>

- ・ 全ての兼職者の業務内容、ポスト、必要性
- ・ 中立性阻害行為が発生しないと考える根拠
- ・ 中立性阻害行為の発生を防ぐ仕組みとその実施状況（年一回程度） 等

220 **II. その他必要と考えられる事項について**

221 **1. 人事交流について**

222 改正ガス事業法は、2022年の法的分離後における特別一般ガス導管事業者とグループ
223 内の小売・製造事業者等との間の人事交流（出向、転籍等）を規制する規定を設けてい
224 ないものの、特別一般ガス導管事業者の実質的な中立性を確保するため、以下のように
225 することが適当である。

226 **（1）「適正なガス取引についての指針」に規定する事項**

227 特別一般ガス導管事業者とグループ内の小売・製造事業者等との人事交流について
228 は、各社が自主的にその方針を検討し、適切に取り組むことが重要であることから、
229 「適正なガス取引についての指針」を改定し、以下の事項を望ましい行為として規定
230 する。

- 231 ◆ 特別一般ガス導管事業者が、その特定関係事業者（グループ内の小売・製造事業
232 者等）との間での人事交流について、情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱い
233 禁止の確実な確保の観点から、行動規範を作成し、それを遵守すること
- 234 ◆ 特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者（グループ内の小売・製造事業者等）
235 が、特別一般ガス導管事業者との間での人事交流について、特別一般ガス導管事
236 業者における情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止の確実な確保の観
237 点から、行動規範を作成し、それを遵守すること

238 ※ガス導管事業者の社内における部門間の人事交流に係る行動規範の作成について
239 は、既に「適正なガス取引についての指針」において規定されている。

240 **（2）特別一般ガス導管事業者及びグループ内の小売・製造事業者等が策定する行動規
241 範に含むことが望ましい事項**

242 特別一般ガス導管事業者及びグループ内の小売・製造事業者等は、法的分離まで
243 に、法的分離後の行動規範として、例えば、以下の措置を含む行動規範を策定するこ
244 とが望ましい。

245 ①従業者の人事交流に関する措置（例）

246 情報の目的外利用をより確実に防ぐため、特別一般ガス導管事業者において小
247 売・製造事業に参考になり得る非公開情報を知り得るポストに従事している者が、
248 グループ内の小売・製造事業者等における非公開情報を活用できるポスト（小売の
249 営業部門等）に直接異動する人事交流は行わないこと。

250 ②取締役等の人事交流に関する措置（例）

251 情報の目的外利用に加え、差別的取扱いをより確実に防ぐため、特別一般ガス導
252 管事業者において会社の業務執行を決定し中立性確保に責任を有する立場にある取
253 締役及び執行役が、上記①に加えて、グループ内の小売・製造事業者等の取締役等
254 に異動（一定期間を経過せずに当該ポストに就任することを含む。）する人事交流
255 は行わないこと。

256 ※改正ガス事業法に基づく禁止の例外とされた導管の取締役及び執行役について
257 は、本措置の対象とする必要はないと考えられる。

258 ③透明性の確保のための措置（例）

259 特別一般ガス導管事業者において上記①又は②に該当する人事交流を行う場合に
260 は、その内容について、対外的に公表すること。

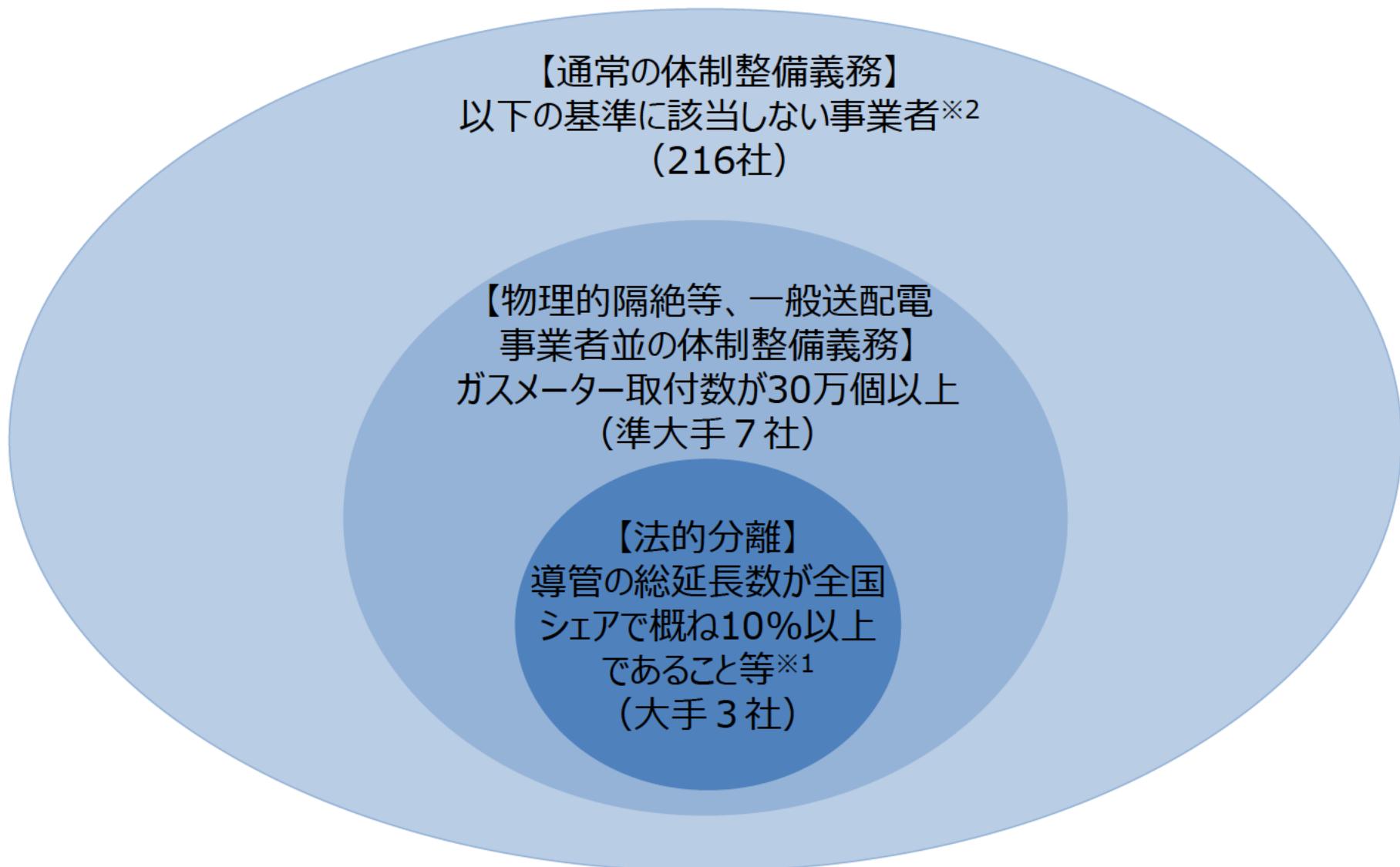
261

262 **2. ガス事業者の法的分離をより実効性のあるものとするための取組について**

263 改正ガス事業法上、2022年の法的分離後においては、特別一般ガス導管事業者のグル
264 プ内の小売・製造事業者等が、当該ガス導管事業者に対し、情報の目的外利用や差別
265 的取扱い等を要求・依頼することが行為規制上禁止されるところ、ガス事業者の法的分
266 離をより実効性のあるものとするため、法的分離の対象となることが想定されるガス事
267 業者については、以下の事項に取り組むことが適当である。

268 2022年の法的分離に先立ち、カンパニー制等を導入の上、独立した企画部門・人事
269 部門を設置するなど、小売・製造部門からは独立した中立的な導管事業会社の設立に
270 向けた準備を段階的に進める。

(参考) 法的分離及び体制整備義務の対象事業者について



※1 導管規模等、法的分離の対象となる者の基準を定める政令については、今後策定される

※2 一般送配電事業者並の体制整備については、ガイドライン上の望ましい行為として位置づける

(案)

官 印 省 略
番 号 年 月 日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の行為規制に係る詳細等について（回答）

2019年8月27日付け20190821資第19号により貴職から当委員会に意見を求められた一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の行為規制に係る詳細等について、電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合において、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者に係る行為規制の詳細その他必要と考えられる事項に関する検討を行いました。

については、制度設計専門会合での検討結果を踏まえ、下記のとおり回答いたします。

記

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の行為規制に係る詳細等については、別添の「2022年度から導入する一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者に係る行為規制の詳細について」を踏まえ関連する省令等を改正することが適当である。

以上